

1. 議事日程（令和7年第1回北広島町議会定例会）

令和7年2月18日
午前10時開会
於 議 場

日程第1	議案第3号	北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第4号	北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第5号	北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第6号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第7号	北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第8号	北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第9号	芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例
日程第8	議案第10号	指定管理者の指定について
日程第9	議案第11号	北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
日程第10	議案第12号	財産の無償譲渡について
日程第11	議案第13号	令和7年度北広島町一般会計予算
日程第12	議案第14号	令和7年度国民健康保険特別会計予算
日程第13	議案第15号	令和7年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第14	議案第16号	令和7年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第15	議案第17号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第16	議案第18号	令和7年度北広島町診療所特別会計予算
日程第17	議案第19号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第20号	令和7年度北広島町下水道事業会計予算
日程第19	審査報告	請願・陳情の常任委員会審査報告
日程第20	陳情審査	陳情第24号 重点支援地方交付金の追加支給に伴う緊急要望書
日程第21	発議第1号	夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長	熊 谷 忠 明
危機管理課長	川 手 秀 則	総務課DX推進係長	木 村 隆 之	財政政策課長	国 吉 孝 治
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福 祉 課 長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農 林 課 長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢一郎
建 設 課 長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前    10時   00分   開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案審議、採決となっております。発言をする際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第3号 北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第3号、北広島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第3号、北広島町非常勤消防団員に係る退職  
報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第4号 北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第2、議案第4号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正
する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めま
す。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論な
しと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案につ
いては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町老人集会所等設置及び管理
条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第5号 北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第5号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正す  
る条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと  
認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について  
は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第5号、北広島町基幹集会所設置及び管理条  
例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第6号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第6号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はあり
ませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。
討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案に
ついて採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第6号、北広島町家庭的保育事業等の設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第7号 北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第7号、北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。こちらの分で、現在10キロワット以上の太陽光設備、町内に認定も含めてで構いません、幾つあるか。もう1点、既設のものに対してどのような事例でこの条例に関わるのか、開発者の責務というところであるんですけど、例えば太陽光だったりパソコンが壊れた場合、事業承継だったり、その辺をちょっとお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） まず町内の認定数についてでございます。資源エネルギー庁の公表用ウェブサイトによりますと、事業計画認定につきましては、20キロワット以上になりますけども、2024年の11月時点で485件となっております。また、パソコン等の交換につきましては、交換のみでしたら入らないようになっております。増設があれば対象になります。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第7号、北広島町開発行為の適正化に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第8号、北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第8号、北広島町立学校設置条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第9号、芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。当該センターの設置年度、それから使用目的、最近の利用状況について伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（細居治） 福祉課のほうでお答えをさせていただきます。まず、設置年度ですが、昭和62年になります。目的ですが、高齢者、地域住民の教養の向上、レクリエーション、コミュニティ活動の場を設けて心身の健康と福祉の増進を図るために建てられた施設であります。近年の利用状況ですが、一応何年か前というところまではちょっと確認は取れておりませんが、もう近年利用がなく、ことぶき大学のほうで陶芸、面づくりに使われておられましたので、最終に使われたときの利用者の方に、今後引き続き利用されないかということを確認した上で、今回、設管条例の廃止ということにさせていただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第9号、芸北創作センター設置及び管理条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第10号 指定管理者の指定について

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第10号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。これはたしか、全て非公募で継続と伺ったんですが、一部料金、指定管理料が変わったところがあると伺っています。その変わった理由について伺いします。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 指定管理料が変わった施設につきましては、数か所ございますので、指定管理者とのお話をさせていただきまして、利用実態でありますとか、そこら辺の経費の会計状況、いろいろお聞きした中で、今回の指定管理料について決定をさせていただいたものでございます。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） それは全て高くなったと捉えていいんですかね。
- 議長（湊俊文） 副町長。
- 副町長（畑田正法） 実態を精査させていただいたものでありますので、高くなったものもありますし、低くなったものもございます。
- 議長（湊俊文） 9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。同様の質問ではございましたが、かなり高くなったものは、

今までの指定管理の内容からやるが増えて、もしくは会計状況等あったんですけども、会計状況以外にそういうやるが増えての部分なんかを確認いたします。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） これも各所ありますので、一言では答えられませんが、増えたものにつきましては、やるが増えたというよりも、やってたものに対して指定管理料相当部分が見てなかったといいますか、事業者の主体的な活動の中で行われてた部分について指定管理料として見るようなものもございまして、運営上必要な指定管理料があるというふうな判断をさせていただいたものにつきましては上乗せの、上乗せ言いますか、変更で増額をして指定管理料を設定しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） であれば、減ったところは会計状況、多分E S C O事業等がありましたので、そういった部分で費用が減って、それに合わせての減額、減ったものに関しては1割ぐらい減ってるのがあったので、そこを確認します。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 減ったものにつきましても実施状況を確認させていただいて、必要でないもの、あるいは繰越金等が発生している状況も確認させていただきながら、必要な経費として判定をさせていただいて減額したのもございまして。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第10号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第11号 北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第11号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。2点確認いたします。脱炭素部分に関する以外にも幾つか事業が使えるように計画が変更されているように思います。その上で落とした事業がないことの確認と、もう一つが、計画に乗っているものは基本的に進める予定のものかを確認いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 過疎地域持続的発展計画の件につきましてお答えをいたします。

まず、1点目のご質問、計画から削除したものという捉まえでよろしいですかね。そちらがないかということでありますが、今回の変更におきましては、計画上事業を削除したり削減したりという部分はございません。もう1点、脱炭素の関係での事業ということで進めていく上で、今回事業を進める上で、脱炭素の計画との整合性を持たせるものでございまして、当面その計画は実施する予定ですので計画に上げさせていただいております。ただし、現段階

での計画でございますので、ここから先、事業が必要であるかないかという部分については十分に精査させていただいた上で、実施については判断をさせていただくことになろうと思います。それともう1点、この計画、財源として過疎対策事業債を活用する上で必要な部分でございます。脱炭素の計画におきましても今回の変更におきまして、過疎計画に計上することによって、過疎対策事業として実施をするかどうかというところで実施をしていければということでの判断ということで変更させていただいているものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第11号、北広島町過疎地域持続的発展計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第12号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第12号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾でございます。無償譲渡のことについて了解をするんでありますが、ただ、この場合、登記は当然切られるんだろうというふうに思います。そしてまた、今登記の関係でいったら、地縁団体というふうな形で登記もできるというふうに聞いておるんですが、この場合、団体に譲渡されるということですが、どのような経過になるのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今議員からお話がありましたように、この譲渡先の団体につきましては地縁団体という形で設置をしていただくことになっております。地縁団体という法人格を持つということで、登記も可能となってきますので、基本的には登記というふうなところも見据えながらやっておりますし、地縁団体することによって法人格を持つことによって、その他のメリットもあろうかと思っておりますので、そういう方向で進めております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第12号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第13号 令和7年度北広島町一般会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第１１、議案第１３号、令和７年度北広島町一般会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分割して行います。  
それぞれ質疑を１人当たり３回までとします。議員の個人的な意見や要望等は行わないようお願いをしておきます。まず初めに歳入全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。  
１０番、服部議員。
- １０番（服部泰征） １０番、服部です。ちょっと難しい質問になるんで、お答えできればいいんですが、ふるさと納税、個人のふるさと納税、それから企業版ふるさと納税あるんですが、これ、もし町外の方とか他市町の方がこちらにしてくれたら、こちらにお金が入ってくると。ただ、今度こちらの者がした場合は、こちらの税金引かれますよね。ふるさと納税した場合はこちらの住民税とか軽くなるという制度なんです、それがどのぐらい影響しているのか、それって、この予算にどのぐらい反映してるのか、ちょっと伺いたかったんですが、もし分れば教えていただきたいと思います。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） すみません、そういった分析といいますか、手元に資料持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えが難しいと思います。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） ふるさと納税については個人住民税のほうに影響がありますので、税務課のほうでお答えをさせていただきます。まず、個人住民税の予算の計上方法ですが、直近３か年度の町県民税の賦課実績に基づいて納税義務者数、所得割額の変動率等から算出をしております。令和７年度の予算の場合、住民税の予算の場合、令和６年の所得のほうを所得が決定してから賦課をするのですが、現在のところ、令和６年の所得についてはまだ確定はしておりませんので、直近３か年ということになりますと、５年、４年、３年の所得のほうから令和７年度の予算の見込みを立てております。ふるさと納税の住民税の影響額ですが、令和５年、４年、３年についての所得は確定をしておりますので、その所得に基づいて課税をされた令和６年度、５年度、４年度の課税分については、ふるさと納税の減収分が影響しておりますので、それを見た上で予算のほうを計上しているということになります。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- １０番（服部泰征） ではもし、これも分かればいいんですが、その影響額はどのくらいか。もし資料があれば教えてください。
- 議長（湊俊文） 税務課長。
- 税務課長（植田優香） ふるさと納税の住民税への影響額ですが、令和６年度課税につきましては約１６００万、５年度につきましては約１５００万、４年度につきましては約９００万が影響をしております。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- １０番（服部泰征） 一応大体そのぐらいの額が毎年引かれて、それはやはり事業とかに少しは影響していると受け止めてもいいんですか、それともやはり、そのふるさと納税によってこちらに入ってくる額のほうが大きいので、やはり制度的にはこれは継続してという形になるんでしょうか。その点だけまた教えてください。
- 議長（湊俊文） 税務課長。

- 税務課長（植田優香） 税務課の住民税の影響額を考えると、今、6年度課税につきましては1600万円ですけれども、ふるさと納税全体からすれば、1億円以上の寄附をしていただいておりますので、そちらのほうからいろいろな委託費用であるとか手数料のほうを引きましても、まだ町内から他市町のほうに寄附をされる影響額のほうが少ないと見ております。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。以上で歳入全般の質疑を終わります。続いて歳出全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。二、三問程度を3回まで聞いてまいります。まず当初予算、環境生活課のほうの部分から1点です。地域エネルギー会社の補助金、予算書でいうと71ページ、こちら200万円ということなんですけれども、補正も含めて令和6年度にかかった費用とその内訳を聞きます。もう1つございます。発信いたします。まちづくり推進のホープタクシー、千代田・豊平地域の再編についてということで、当初予算のほうにもあるんですけれども、生活交通公費補助とMaaSの推進ということで事業費あります。こちらどちらも減額になっているので、その減額理由をお聞きいたします。併せて今送りました資料に基づいて聞きますが、目標にスマホ予約割合の向上とあるんですけれども、公共交通費用の圧縮だったり、売上げ向上というものは目的として入ってるのかどうか、こちらをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 環境生活課長。
- 環境生活課長（出廣美穂） 地域エネルギー会社のことにつきまして環境生活課からお答えいたします。令和6年度の補助金の予算の内訳ということでよろしいでしょうか。現在補助金として200万円いただいております、執行中ではございますが、一般社団法人の事務費としてパソコンですとかホームページの制作費ですとか、税理士等に係る経費ですとか、そういったものに充てております。
- 議長（湊俊文） 聞こえづらい。
- 環境生活課長（出廣美穂） 令和6年度につきましての補助金の内容につきましては現在執行中ではございますけれども、いただいた補助金でホームページの制作ですとか税理士への手数料ですとか、理事会等の会議費用ですとかパソコンの購入とか、ゴム印購入とか、そういった事務に係るものに使わせていただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小椿治之） バス運行事業に係る補助金につきましては、令和5年度に行いました広域路線バスの再編によって補助金額が減少していると思います。また、MaaS事業につきましては、令和6年度は千代田地域、豊平地域でホープタクシーの再編を行い、大幅な運行管理システムの変更を行っております。令和7年度に関しましては、広域農道の運行管理システムへの反映であるため若干予算額が減少しております。次にスマホ予約の関係で、目標にスマホ予約割合の向上があるが、公共交通費用の圧縮や売上げ向上は目標として入っているのかのお問合せでございますが、ご質問いただきました公共交通費用の圧縮や売上げ目標という項目は地域公共交通計画にはございませんが、利用者数や公共交通の収支率、町の財政支出額という目標値を設定しておるところでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 先ほどのまちづくり推進のほうは分かりました。環境生活のほうのエネルギー会社、令和6年の内訳は分かりましたが、令和7年の内訳で改めてお聞きいたします。先ほど

のパソコン買った等がありましたので、もう要らないんじゃないかなと思うと、同じ額200万というのでいうと、ちょっと説明が付きませんので、その部分をお聞きいたします。加えます。まちづくり推進のほうで発信いたします。豊平運動公園の屋根改修、予算書84ページ、約1.8億弱かかる工事になっております。その概要と、加えて清掃作業等の維持管理しやすいような改修になるのか、清掃作業しないと、なかなか建物の老朽化を食い止められないというのがもともと管財のほうでも出ていると思いますので、その点をお聞きいたします。その上で、商工観光です。送ります。商工観光で観光プロモーション事業についてお聞きいたします。令和6年に白米誘客プロモーションというのがあったんですけども、これがどこにいったのか、同様に1000円だけではあるんですけど、令和6年にインバウンド助成金があったんですけども、こちらの理由も加えてお聞きいたします。その上で、観光プロモーション事業なんですけども、事業が減ったのに、減った前提でいきますと、減った上でいくと、令和6年は575万9000円から令和7年が632万2000円と増額になっております。この理由と内容を確認いたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 地域エネルギー会社の令和7年度の200万という予算につきましては、臨時職員を雇用したいと思っておりますので、そちらの人件費に充てさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 豊平運動公園、屋根の関係でございますが、事業概要につきましては、現在雨漏りが起きておりまして利用者にご不便をおかけしている状態ですので、まずは雨漏りを止めるために屋根部分の改修が主な工事になるかと思っております。それ以外の清掃しやすい状況になるのかというお問合せでございましたが、先ほども申し上げましたように、屋根部分の修繕をして雨漏りを止めるという工事になるかと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 観光プロモーション事業に関するご質問でありますけれども、観光プロモーションにつきましては、昨年以上に今年度もしっかりと取り組んでいきたいということで、主立ったところで言いますと、ドライブガイドを増刷したり外国人向けのホームページでの観光PR、それからノベルティグッズの作成、さらに言いますと、神楽振興への助成であったり、安芸高田、三原と取り組む三矢の訓への取組をこれまで以上にやっていこうということで予算の増額をしているところでございます。また、白米誘客プロモーションという名称で昨年度については予算計上しておりましたけれども、もちろん白米に関わるプロモーションをしっかりしていきたいというところに変わりありませんが、こういった小さい項目での予算計上を今回なくして大枠での予算要求をさせていただいております。またインバウンドの助成金ですけども、これ観光プロモーションの実行委員会のほうで、昨年度旅行会社、ツアー会社等が外国人を1人誘客することに当たって1000円の助成という制度を設けておりましたけれども、昨年度1年間、この補助金の活用実績は全くという状況がありましたので、今年度は予算計上控えております。しかしながら、先ほど申しましたように、インバウンドの受入れについては、ホームページ等でしっかりPRしたり、インバウンドの民泊の受入れをしっかりと推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 豊平運動公園のほうは確認いたしました。併せてインバウンド助成金ですけども、PRするという事でいくと、今後肉づけ等で予算があり得るのかというのを改めてお聞きいたします。加えてもう1点です。今回、委員会でもお話があったんですけども、今年選挙のある年なので、骨格予算ということで、昨年度の予算から幾らか減って4.4億円の減、加えて委員会で肉づけとなる上積みがどのぐらいなのかということで二、三億円ぐらいということで聞いたんですけども、それを加えても昨年の当初予算よりも低い額になります。これは町財政の健全化なのか、それとも予算をできるだけ絞っている状態なのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 肉づけ予算については、もちろん今後検討していくところになるかと思います。観光振興事業につきましても例外でなく、今後肉づけ予算として計上すべきものについては今後協議を進めていこうと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 予算全体の話なので財政政策課のほうからお答えをいたします。骨格予算151億円今回ですが、昨年度が155億4000万ということで減額になっております。減額になった理由としましては、まず骨格予算ということもあるのですが、基本的には、その趣旨も踏まえながらも、昨年度大きな事業がございました。それが皆減したというところが一つ大きな要因となっております。肉づけ予算等加えても規模感が変わらないというところでもあります。確かにそういうものでございますけれども、現在、本町の予算自体155億円を超えているというところ、これは本町の過去から申し上げておりますとおり、予算規模としてはかなり身の丈よりも高いかなというふうに、肌感覚ではございますが感じている部分ではあります。なので削減というのは予算査定の段階では進めさせていただいておりますが、大きな要因としましては削減というよりも大きな事業が終了したというところ、また引き続きやっていけないといけない部分というのは予算として残させていただいているというような状況でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。予算書の145ページ、農業振興事業についてお伺いします。これは予算額が6300万円余りというふうになっとなって、そのうちの5000万円が農山漁村発イノベーション整備事業補助金というふうになっております。これ補助金の額としては、ほかのものに比べて桁違いに大きいんですが、この内容については、常任委員会のほうで、国の交付金を活用するものであって、サツマイモの6次産業化のための機器導入等に使われるというふうにお聞きしていますが、この補助金が、名前からするとイノベーション整備事業ということでありますから、新しい事業に対するものであろうということは想像できるんですが、これの補助金としてのどういうものに使われる、そもそもがどういう補助金であるかというところ、それからこれを町が目指すところ、これをやることによって目指すところ、取り組む意味合い等についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、この農山漁村発イノベーション整備事業補助金でございますけども、これにつきましては農林水産省の国の補助事業でございます。イノベーションに係ります様々な事業、今回につきましては6次化に対する支援でございますけども、そのほか様々な事業メニューがあります。例えばほかの加工施設の整備でありますとか、そのほか農業施設の整

備、あるいは地域活性化の整備でありますとか、例えば廃校利用した、そういった農業を核にしたまちづくり、そういった支援にも使える事業でございます。今回予算計上しておりますのは、先ほど議員の話もありましたように、サツマイモの加工施設に対する支援でございます。基本的には町内事業者が空き施設を利用しましたサツマイモの加工施設に対する農産物の加工品の改修器具の支援、それから施設の改修支援を行うものでございます。これの効果等でございますけども、こういったサツマイモ、栽培するに当たりましては耕作放棄地の発生防止にもつながるというふうに考えております。そういった観点からも支援をしていく必要がありますし、また、雇用の創出もこの計画には上がっております。これを行うことによって地元雇用の活性化、それと併せまして、最終的には町の産品としても有効利用ができるんじゃないかというふうに考えております。ふるさと納税の活用にも今後そういった産品が活用できればというふうに思っております。そういった観点含めまして支援を行うものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） よく分かりました。ちなみにこの補助金を使った事例というのは、本町では過去あったかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 以前、過去に名前は違いますが、いわゆる農山村活性化の立ち上げのときにこの事業を活用したこともございます。ちょっと担当課は違いますが、そういった形でこの事業活用したこともあります。そのほか様々な形で一応チャレンジ等はしておる状況でございますけれども、採択が全国規模との闘いといいますか、そういったポイント制になりますので、なかなか近年では採択されませんが、採択申請自体はさせてもらっております。今後もこの事業につきましては、農村の活性化につきましては有効な事業でございますので、様々な形でまた事業のほうは取り組んでいければというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。2点伺います。1点は農林課、主要施策の有害鳥獣駆除事業、クマの対策の柿の木伐採について、これまで業者に頼んで伐採した場合、半額2万円までとなっていました、国の直轄で町が実施とのことですが、町に申し込めば伐採してもらい、全額費用を町が負担するのかどうか伺います。もう1点、環境生活課、下水道事業です。主要施策の施策分野Ⅳの中で、下水道施設の広域化・共同化の推進について、処理場で使う薬品の共同発注や汚泥処理を1か所で行うなどスケールメリットという説明を受けましたが、北広島町の下水道施設をどのようにまとめるのか。また、千代田浄化場と各地の農業排水処理施設をまとめるのか。町外の施設をまとめるのか。どのように考えているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） クマ誘引物調査事業につきまして農林課からお答えいたします。クマあるいはサル等に対する被害防止におきましては、放任果樹、こちらの撤去が非常に有効なことでございます。この点を踏まえまして、まずはこの誘引物がどのような状況になっているか、まずはそういったものを調査、把握しまして、それからの撤去することによって誘引物撤去の効果をしっかり発揮していきたいというふうに考えております。ということで、7年度予算につきましては、まずは国の事業を活用して町内にこういった誘引物があるか、そういったものをゾーニングであります、そういった調査を行っていきたく思っております。その後の撤

去でございますけれども、それにつきましては今現在検討いたしております。こういった形で、まずは把握した上で、こういった形で撤去していくほうが効果的なのか、そういったものは、今度は事業主体が町になるという変更等もございますけれども、その辺のところにつきましては、まず調査結果を見てからしっかりできれば考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 下水道のことにつきまして環境生活課からお答えします。共同化・広域化につきましては、町内におきましては先ほどの議員さんのおっしゃっていたように、下水道事業のほうに近く農業集落排水施設のほうをつなぎ込みたいと考えておるところでございます。それから共同発注というのにつきましては、これは県内でも広域化・共同化につきまして検討重ねておるんですけれども、その中で業務基準の統一等ございまして、そういったところでの検討というか実施になっておるところでございます。計画につきましては、公共下水道事業計画というものがございまして、そちらのほうを変更しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） クマ、サルのことについてはおおよそ分かりましたが、これからということで、まだ具体的に決まっていないということかどうか伺います。その間例えば、令和7年度は引き続き従来の補助制度が生きているのかどうかについて伺います。下水道の問題です。最初のほうが全然ちょっと私聞き取れなくて、どのようにまとめるのか。千代田浄化場と農業排水処理施設、各地にあるわけですが、これをまとめるのか、町外の施設をまとめるのか。これについて伺います。それで、新たにですが、広域水道のように、有利な国の交付金などがあるのかどうか。水道の場合は県でしたが、下水道の場合は町なのかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後の展開等でございますけれども、まずは先ほど言いましたように、しっかり調査をしていって、ゾーニング等しっかりしていきたいと思っております。生活環境被害防止対策補助金につきましては予算としては残している状況でございますけれども、今後の進め方等につきましては、しっかり整理しながら行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 公共下水道への農業集落排水施設のつなぎ込みにつきましては、千代田地域の中の浄化センターの近くのつなぎ込みのほうを計画しております。また補助金等につきましては、これまでと同様、国と県の補助金のほうを申請したいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、千代田の浄化センターに農業排水処理施設の排水をつなげるということと、各地にある農業集落排水をこれどこかにつなぐのかどうか、最後に伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 各地にある農業集落排水につきましては、千代田浄化センターのほうへはつなぎ込みのほうは計画しておりませんが、千代田浄化センターの近くにありますが農業集落排水施設につきましてつなぎ込みのほうを計画しております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。2番、伊藤立真議員。

- 2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。主要施策の関係の総務課なんですけども、保育ICTの導入関連という項目があります。これどういった概要なのか、お聞かせください。
- 議長（湊俊文） 総務課DX推進係長。
- 総務課DX推進係長（木村隆之） 保育ICTにつきましてですが、来年度導入を予定しておりますのが、保育所で使用するアプリケーション、登園管理を行ったり連絡帳などやり取りする、民間では既に採用されているシステムになります。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部です。ガバメントクラウドのことについて伺います。これが予算、ガバメントクラウドのことが書いてありまして、進めていくとのことなんですけど、まず初めに、今まで使ったシステムと金額はどのように変わるのか。あとは使い方ですね。そういったのがどのように変わるのか、まずお聞きします。
- 議長（湊俊文） 総務課DX推進係長。
- 総務課DX推進係長（木村隆之） ガバメントクラウドですが、システムが各課にまたがっておりますので、総務課のほうからお答えします。今現在ご質問のあった費用につきましてですが、来年度の3月からガバメントクラウドのほうは施行させてもらうんですけども、費用につきましては現時点で推計しているのは、今使っているシステムに関しては3倍程度になるのが予想されております。そして使い勝手というか、今時点で移行に関しましてフィットアンドギャップといわれる標準仕様書のほうと、今の北広島町の使っているシステムを比べてフィットする部分とギャップのある部分についての検討を進めております。基本的には今使っているものを改修して使いますので、使い勝手のほうに関してはそこまで大きくは変わらないと思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 価格については了解しました。今、フィットアンドギャップで調査をしているということで、これ入れることによって、町民、町民もそうですけど職員の方ですね、こういったメリットがあるのか。また、もし現時点分範囲でいいですので、こういったメリットがあるのか、また反してデメリットもあるのか、やはりその金額面も大きいので、それ今、金額大きいですが、やっぱりこういった小さい自治体では、3倍の金額相当なものであると思うんですけど、そういったことに対して、やはりガバメントクラウドは政府自体が進めてますので、そういった交付金みたいな措置があるのか。その3つを伺います。
- 議長（湊俊文） 総務課DX推進係長。
- 総務課DX推進係長（木村隆之） ガバメントクラウドに関するメリットですが、今の時点では1800ある各自治体のほうがシステムのほう統合して使用するというようになっておりまして、法令改正であったり、いろんな制度、新制度ができたときに今までシステムのほう、大きな費用用いて改修を行っていましたが、それにつきましては統一された中で行われていくといったメリットがあります。または、政府のガバメントクラウド上で運用しますので、高いセキュリティを持ったものがうちの北広島町の規模の町でもそちらを使用できるというメリットがございます。デメリットに関しましては、先ほどおっしゃられたとおり、費用面では高いセキュリティをどうしても確保するために非常に費用がかさむことになってはおります。交付金に関してですが、来年度の導入時のガバメントクラウドの利用料に関しましては、今の時点ですと交付税対応というふうに言われております。導入に関しましては、今、デジタル基盤

改革支援補助金を使用させてもらいまして、それを使いまして改修のほうを進めさせてもらっております。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） それでは私が時々聞く、法令改正のときの200万とか、ああいったのが少しでもこれで減額されるのであればメリットあると思います。それでは最後の質問で、ESCO事業ですね、これがまた予算計上されてます。令和5年に工事されるということでリース料として計上されているんですが、これから効果も検証されると伺ってます。現時点で削減の効果があったのかどうか、もし、今データで分かればお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ESCO事業につきましては、各公共施設のLED化を図って電気代そのものを削減していこうということで、そのLED化の費用負担を分担して何年かで分けて委託料という形でお支払いしているものでございます。この効果につきましては、なかなか比較がしにくいところもありまして、電気代そのものも変化しておりますので、この検証しようとは思っておりますけども、まだ正確なといえますか、検証ができてない状況でございます。これにつきましては引き続き検証を行いながら、どれぐらい効果があったのかというところはつかんでいきたいというふうには思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。主要施策の教育課の中から2点お伺いをしたいと思います。まず1点目は、特別支援教育の相談員、支援員の報酬です。これ今、特別支援教育相談員と支援員の人数と、それぞれの予算をお聞きをしたいと思います。2点目に同じく家庭教育支援事業の中の放課後子ども教室がございます。この放課後子ども教室は放課後児童クラブとは異なると思いますので、この場所と、どのようなことをされているのか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まず、特別支援教育相談員と支援員の報酬でございます。予算書の199ページで、こちらのほうで特別支援教育相談員を町で2名配置しております。それと小学校費のほうで予算書209ページ、小学校の特別支援教育支援員として、小学校は17名配置をし、211ページの中学校費のほうで4名の配置をし、計23名の配置をしております。報酬額につきましては、まず、総務費のほうで特別支援教育支援員で202万8800円、小学校費のほうで4109万6840円、中学校費のほうで1254万9550円でございます。それと放課後子ども教室でございます。家庭教育支援事業、この中で放課後子ども教室、全ての子どもを対象に安全・安心な活動拠点を設け、子どもたちにスポーツや文化活動、地域住民との交流活動を取り組むということで、旧町各1か所、例えば千代田まちづくりセンター、地域づくりセンター、そういったところで子ども教室、いろんな手作業したり各種事業、今のことを目的に各地区で独自の取組を行っているという状況でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 放課後子ども教室、旧町で1か所ということですか。大体これ月に何回されていらっしゃるんでしょうか。毎日ではないんですよね。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 月1回とか定期でやっているものもございますし、単発物もございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。以上で歳出全般の質疑を終わります。これをもって一般会計予算の質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第13号、令和7年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩を取ります。11時15分まで。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 04分 休 憩

午前 11時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 令和7年度北広島町国民健康保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第14号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第14号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 令和7年度北広島町介護保険特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第15号、令和7年度北広島町介護保険特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和7年度北広島町介護保険特別

会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 令和7年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第16号、令和7年度北広島町電気事業特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。資料のほうで確認を行います。今回、取水堰進入路平面図、過去に2回たしかやろうとして断念したものがあつたと思います。今回は大丈夫なのかという確認が一つ。加えて延長190メートル、幅員4メートルなんですけども、つなげる先が今現在ちょっと車が入れないつづら折りの道にくっつける形なので、その先まで車が入れるように幅員を4メートルにするのかどうか。それともつづら折りのところで離合できるようにここで工事を終えるのか、こちらをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 芸北支所長。
- 芸北支所長（村竹明治） 進入路の道路の開設でございますが、今年度測量いたしまして、山の傾斜を見ながら測量したところ、ここの赤い位置までは道がつけれるということが確認できましたので、190メートル、幅員4メートルの道をつけていくように来年度計画しております。既存の道への接点から下でございますが、既存の道を4メートルまでの拡幅は無理としても3メートル余りの拡幅ができるという見込みがございますので、下まで下りれるように直していきたいと考えております。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第16号、令和7年度北広島町電気事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 令和7年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（湊俊文） 日程第15、議案第17号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第17号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 16 議案第 18 号 令和 7 年度北広島町診療所特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 16、議案第 18 号、令和 7 年度北広島町診療所特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 18 号、令和 7 年度北広島町診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 17 議案第 19 号 令和 7 年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 17、議案第 19 号、令和 7 年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第 19 号、令和 7 年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 18 議案第 20 号 令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 日程第 18、議案第 20 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10 番、服部議員。

○10 番（服部泰征） 10 番、服部です。下水道事業なんですけど、今、穴が空いたりとか大きな事故が続いていて、かなり総延長も長くて、点検をどうするかというのが問題になってます。この北広島町でも多分、面積広いですし、かなりあると思うんですが、そういった計画とか、もし現段階であるのか、それがないならば今後どうしていくのか、その辺りについて伺います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 最近の事故は大変痛ましいところでございます。この件を受けまして、国によりまして 1 日 30 万立米、口径 2000 ミリ以上の下水道管路についての調査がございましたが、本町には該当となる下水道管路のほうはまずございません。令和 5 年度につきましては、マンホール全箇所の点検を行っております。管路につきましては管路清掃のほう

は随時行っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 北広島町内では、今のところそういった心配となるところはないと認識していいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 管きよの延長が約160キロを超えていると聞いておりますので、全部が全部心配がないとは言いきれませんが、清掃とか点検とか日常業務を行いながら見させてもらっているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 今年度予算としてはそういった特別な費用というか、予算を計上せずこのままの予算で行っていくと認識していいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 特別に予算を組んではおりません。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和7年度北広島町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 請願・陳情等の常任委員会審査報告

○議長（湊俊文） 日程第19、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、伊藤淳委員長。

○総務常任委員長（伊藤淳） 総務常任委員会のほうから審査報告をいたします。令和7年2月18日 北広島町議会議員湊俊文様。総務常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和7年2月5日、本会議において本委員会へ付託された事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第24号、件名 重点支援地方交付金の追加支給に伴う緊急要望書。審査の結果は採択です。理由として、物価高騰対策が必要なためとしております。以上です。

○議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情審査

○議長（湊俊文） 日程第20、陳情審査を行います。陳情第24号、重点支援地方交付金の追加

支給に伴う緊急要望書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第24号、重点支援地方交付金の追加支給に伴う緊急要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第1号 夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第21、発議第1号、夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局長。

○事務局長（三宅克江） 夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書案。最近、夫婦が別々の氏、（姓）を名のすることもできる選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の動きがあります。夫婦の氏の在り方については、政府の第5次男女共同参画基本計画では、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮するとなっています。夫婦別姓は必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓になり、ひいては兄弟姉妹が異なる姓になる可能性すらあります。令和3年の内閣府の世論調査では、別姓は子どもにとって好ましくないという声は69%にも上がり、子どもへの心の影響を第一に考えるべきです。また、同世論調査では、同姓制度維持が27%、現在の同姓制度を維持した上で旧姓の通称使用について法制度を設けたほうがよい、42.2%と回答しています。つまり旧姓の通称使用を希望する人たちは、同姓制度は維持すべきとの前提があり、したがって、同姓制度を維持すべきと考える人は実際は69.2%です。それに対し、別姓導入賛成は28.9%です。夫婦別姓の導入は、国民世論の賛同を得ているとは到底言えません。しかも自ら別姓を希望する人は1割にも達していません。さらに夫婦別姓は選択制だからよいのではないかとされていますが、選択であってもそれが導入されると姓は単なる個人の呼称となってしまいます。それは家族の呼称、（ファミリーネーム）の否定となり、社会の基盤である家族とその制度に重大な問題を引き起こすことになりかねません。よって、本町議会は夫婦・親子同氏制度について第5次男女共同参画基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じるような運用を進め、旧姓の通称使用の法制化を実現することを強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和7年2月18日、広島県北広島町議会 提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 内閣府特命担当大臣（女性活躍）。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。1番、亀岡議員。

- 1 番（亀岡純一） 発議第1号、令和7年2月18日 北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員伊藤立真、同敷本弘美、同伊藤淳、同宮本裕之。夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨であります。政府は、夫婦同氏制度について第5次男女共同参画基本計画に基づき、婚姻に伴う改正後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできました。しかし旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではありません。よって、政府、国会におかれては、改正後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう求めます。以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今の発議者は、選択的夫婦別姓を進めるべきとの考えか、あるいは推進すべきではないとの考えなのか、要は夫婦同氏制度を維持する立場かどうか伺います。
- 議長（湊俊文） 1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 今の段階では、国民世論が様々な報道で云々されておまして、非常に世論の賛否両論があるというふうに思っております。私自身の思いとしては、この夫婦同姓か別姓かということは、非常にこの国の根幹に関わる大きな問題であろうというふうに認識しておまして、そこは慎重に取り扱うべきだというふうに思っております。以上。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） そうしますと、どちらでもないという考えなのかどうか。そうであるならば、この意見書が成り立つのかどうか、再度伺います。もう1点、昨日全協で時間をかけて議論したにもかかわらず、本会議直前に修正をかけることは考えるいとまを奪い、これまでの議会運営上のルールを逸脱していると思いませんか、伺います。
- 議長（湊俊文） 1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 最初の質問であります。現在の時点において、すみませんもう一回、その最初の質問についてお伺いしてもよろしいですか。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 最初の質問は、選択的夫婦別姓を進める考えかということ聞きまして、要は、夫婦同氏制度を維持する立場を聞きました。答弁として、どちらでもないような答弁でありました。そうであるならば、今回のこの意見書は成り立たないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 議長（湊俊文） 1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） この法制化を求める段階においては、当然夫婦同姓を維持した上で法制化を求めるということでもあります。その先については、まだこれからの様々な議論があらうかというふうに思っております。それから後半の質問でありますけども、その修正点ということについては全員協議会の場で提案いたしましたけども、それが最終的な案として確定されたわけで

はございませんので、それから先において、数人の方から様々なご意見をいただきました。ぎりぎりまで調整したところであります。以上。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。この議案の提案でございますけども、かなり性急にといいますか、急いで物事が進められて、昨日の全員協議会で提案をされたということでありまして。そこで私も申し上げたんですけども、夫婦別姓・同姓という問題についていろいろな議論がある中で、この議会も、議員の任期も3月の12日で終わるわけでありまして、その最後の最後にこのことを議案として提案されるということが性急過ぎるのではないかということで、もうしばらく物事を十分に判断をしながら、いろいろな考えも聞きながら、それぞれがすごく幅の広い考え方を持っておられるということは私のほうにも伝わってきますから、もうちょっと慎重にするべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） おっしゃるとおり、議論を十分に尽くすよう、もっと事前に早くから提案させていただければよかったと思いますが、これについてはおわび申し上げます。これについては、私自身ももしかしたらこの議会、議場に立って提案できる場が今日しかないということを考えてみますと、今大きな問題として、大きな流れが国の中で起ころうとしているこの問題に対して、どうしても一言ここで提案させていただきたいという思いがありまして、この場にこの提案をさせていただいたということでありまして。そこにはそれなりの思いを皆さんに理解していただきたいということを込めたつもりであります。よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書案に対し、反対討論を行います。まず最初に、昨日の全協での議論の中で修正するのではなく、本会議当日に突然修正をかけ提出することは、これまでのルールを逸脱し、十分に検討するいとまも与えず提出するものです。そのためにこの発議は取り下げるか、否決すべきことをまず述べておきます。内容についての反対の理由を述べます。第1は、第5次男女共同参画基本計画を推進する自体が選択的夫婦別姓の実現を遠のかせるからです。第5次男女共同参画基本計画は、選択的夫婦別姓の文言が削除されています。その計画を推進すること自体が民法の改正による選択的夫婦別姓を実現することを遠のかせるからです。選択的夫婦別姓はもはや自民党以外の国政政党は、公約を掲げてその実現を求めています。第2は、夫婦同姓を法律で義務づけているのは日本だけだからです。夫婦同姓の強制は戦前の家制度の名残です。そのため我が国での法制審議会では、既に1996年に選択的夫婦別姓制度の導入を答申しています。しかしそれに応じてこなかった政府は、国連の女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年など再三にわたり民法750条の改定をと勧告を受けています。氏名は個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴だと思います。婚姻の際に、特に女性ですが、どちらかに改姓を強制する現行制度は、以前の自分が消えるような喪失感を与えるものであり、個人の尊厳を守る立場とは相入れません。第3は、通称使用を法律にしても国際社会に通用しないからです。かつて、男女共同参画担当相だった野田聖子氏も通称使用を法律にしても国際社会に通用しないと明言しています。例えばパスポートですが、旧姓併記でき

ますが、国外では通称使用が理解されず、渡航や外国での生活などで支障が起きます。さらに海外での仕事の実績が問われ、それを通称名で発表した記事や論文、あるいは出席した国際会議のプログラムなどで証明しなければなりません。そのため、これから海外で活躍しようという若い人には証明が難しいという課題があります。第4は、通称使用を拡大しても本質的な問題の解決にならないからです。通称使用はダブルネームを認めることです。個人には使い分ける負担を増加させて、社会にはダブルネーム管理のコストや個人識別の誤りのリスクを増大させます。そして何よりも婚姻の際に姓の変更を望まない当事者にとって、個人の人格、アイデンティティ、自分が自分であることを認識することに関する本質的・根源的な問題は、通称使用の拡大をしても何も解決できません。現実的なシステム改修の問題でいっても、旧姓使用を拡大するためには行政や金融機関等の企業に膨大なシステム改修費用が必要になります。多くの金融機関は、システム改修に費用がかかるとして旧姓併記を導入しておらず、通称使用拡大もデジタル化にフィットするとは思えません。第5は、選択的夫婦別姓は、現代の家族の多様な考え方に合致するからです。国民の間に家制度への考え方や家族観の違いはあると思います。ですから選択的夫婦別姓制度は、夫婦同一姓を選ぶ人の権利も保障しており、国民それぞれの思いをかなえる選択肢となる制度です。国連のSDGsで提唱する、誰一人取り残さない社会の実現に向けて選択的夫婦別姓制度は実現されるべきです。子どもの姓については、それぞれの子どもの出生時に定めるとし、子どもが18歳になった時点で本人の申立てにより変更すればいいとの考えがあります。第6は、国民の世論は、「旧姓の通称使用拡大によって解決しない」が多数だからです。昨日2月17日の中国新聞に共同通信の世論調査の結果が公表されました。これによると、旧姓の通称使用によって、名字変更で生じる問題や不便が解決しないが58.1%で、解決するの32.9%を大きく上回りました。世論が大きく分かれているこの問題について、あまりに拙速に旧姓の通称使用の法制化を求める意見書を出すのではなく、慎重に行うべきであり、この意見書案には強く反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 賛成討論はありませんか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。初めに、選択的夫婦別姓制度の導入は必要であるとの考えを申し上げた上で、夫婦・親子同氏制度について、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書案の提出について、選択肢の拡大ができるとの理由から、賛成の立場で述べさせていただきます。法務省の諮問機関、法制審議会が1996年に選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案を答申し、30年近く経過しており、国も早く結論をまとめるべきだとしています。経済団体連合会、経団連は、2025年1月選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた法案を改めて政府に要望しています。女性活躍担当大臣は自らの望む生き方を選択できる制度の必要性について議論できる環境を整備していく必要があると前向きな姿勢を示されました。民法750条の規定では、結婚時に夫婦のいずれかが姓を改め、夫婦同姓にすると定められており、実際には95%の夫婦が夫の姓を選び、妻が改姓しているのが現状です。一方、女性の社会進出が進む中、企業などでは改姓によるキャリアの分断を避けるために結婚後も旧姓を通称として使用することが定着している夫婦同姓を求める現行の民法規定について、改姓による負担が女性に偏っており、女性活躍を阻害する社会制度の一つであるため、旧姓の通称使用の法制化は選択肢の一つとして趣旨にある目的について賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。8番、梅尾議員。

○ 8 番（梅尾泰文） 8 番、梅尾泰文であります。今この時期に夫婦同姓あるいは別姓の関係の本議案が提案されておりますけれども、私は世論的にまだまだ煮詰まっている状況ではありませんし、今、美濃議員がかなり詳しく、どの方向に向かっていっても問題があるよというふうに細かい分析もされましたけれども、これもどのような形で右に行き左に行き、どことくつついて、どこと離れてというふうな議論がまだまだこれから先になされなくてはならないというふうな状況であろうというふうに私は考えています。ですから私自身、同姓あるいは別姓ということをおこの場でどちらを選択するかというふうな意見で申すのではなくて、この議案の提出自体が時期尚早ではないか、もう少し慎重に世論も踏まえて考え方をしっかりまとめたような状況を求めた中で提案するという時期がこれから来るのではないだろうかというふうなことを想定をしながら、今議会で提案された議案については取下げ、あるいは否決をされるということを求めて私の討論といたします。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。11 番、宮本議員。

○ 11 番（宮本裕之） 11 番、宮本裕之です。まず最初に、美濃議員、梅尾議員の反対の討論、これを全て否定するわけではございません。私も国連の推奨される選択制夫婦別姓制度、これについては大きな議論がこれからも沸き起こってくると思います。その上で賛成の立場として討論させていただきます。選択制夫婦別姓制度、いわゆるこの制度については現在大きな問題として取り上げられていることはご承知のとおりです。世界の先進国においても夫婦別姓は認められてきており、国連も男女平等での必要性を要請しております。現在の民法では結婚に際して男性また女性の氏を改めなければならない、どちらかにしなければいけないということが法律で決まっております。しかし女性の社会進出に伴い、職業生活や日常生活の不便、不利益、アイデンティティの創出など様々なマイナス面が指摘されてきた背景に、この選択制夫婦別姓制度の導入が求められる意見が高まっているのも事実であります。法務省においても令和 3 年に家族の法制に関する世論調査、この結果で、夫婦の名字の在り方に関する事で、現在の制度である夫婦同姓制度を維持したほうがよいが 27%、現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で旧姓通称使用についての法制度を設けたほうがよいが 42.2%、この 2 つを合わせると約 70% が維持したほうがよいというデータが出ております。また選択制夫婦別姓制度を導入したほうがよいというのは 28.9% となっており、こうしたデータに基づいても、この制度の在り方は国会で議論されるべき事柄にほかならないと法務省も判事されております。また、この司法の判断においても、夫婦同姓制度が憲法に違反しているのではないかと争われた裁判においても、最高裁大法廷は、平成 27 年に判決、令和 3 年決定の二度にわたり、夫婦同氏制度は憲法に違反してないと判断されております。そうした上、この制度にはご指摘があったように、子どもの氏、戸籍、離婚・再婚、また、この制度をイコール同姓婚とするという主張する政党もあり、この選択制夫婦別姓制度は、慎重かつ国民の納得するものにする必要が極めて重要であります。よって、慎重に時間を要してこの制度の問題解決するために、この旧姓通称制度の拡大を図りながら議論して維持していく必要性を私は思います。議員皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、発議第 1 号、夫婦・親子同氏制度について、旧姓

の通称使用の法制化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

2月5日の開会から本日までの14日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。令和7年度当初予算に計上しました事業等を確実に実行することはもとより、明るく元気なまちづくり、持続可能なまちづくりを目指し、全職員と総力を挙げて邁進してまいります。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。この冬はこれまでになく厳しい寒さで大雪にも見舞われました。また、本日も寒波が到来しているようであります。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） これで町長の発言を終わります。閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は、令和7年度各会計予算をはじめ条例案など町民生活に直結した重要案件が提出され、終始熱心に審議を行い、予定の日程を無事終了いたしました。執行部に対しては、それぞれの審議過程で議員各位から出された意見などを踏まえて町政を推進させていただきますよう強く要望いたします。さて、3月には選挙が予定されております。この期でお辞めになる議員の方々、長年の住民目線での活動、大変お疲れさまでした。また、次期改選に臨まれる皆さん、本町発展に資するため、頑張ってこの議場に戻られることを祈念をいたします。結びに、町民をはじめ皆様のご協力、ご支援に対し感謝を申し上げます。そして私の閉会の挨拶といたします。これをもって、令和7年第1回北広島町定例会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時03分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~